



2026年5月8日

各 位

会社名 ニ ッ タ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 北村 精一
(コード番号 5186 東証プライム)
問合せ先 取締役兼常務執行役員
コーポレートセンター長 懸上 耕一
(電話番号 06-6563-1211)

事後交付型業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2026年6月25日に開催予定の第97期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の概要及び導入の条件

(1) 本制度の概要

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図る更なるインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される事後交付型業績連動型株式報酬制度です。

本制度は、目標達成度に応じて付与株式数を変動させることで、中長期経営計画その他の業績目標達成への意欲を高め、中長期的な企業価値向上へのコミットメントを強化することを目的とする業績連動型の報酬制度です。本制度では、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、当初の評価期間は、中長期経営計画「SHIFT2030」のフェーズ2終了までの期間として、2026年4月1日から2028年3月31日までの2事業年度とします。）中の当社業績等に係る指標（当初は、営業利益率及び当社TSR（株主総利回り）とTOPIX（配当込み）のTSRとの相対評価を想定しております。）及びその数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じて、対象取締役に対し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の新株式の発行若しくは自己株式の処分を行います（以下、総称して株式の「交付」といいます。）。したがって、本制度の導入時点では、各対象取締役に対して当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付するか否か及び交付する株式数は確定しておりません。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、報酬等として、当社の普通株式（譲渡制限付株式）を交付するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、対象取締役は、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は、②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み（以下「現物出資方式」といいます。）、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受けることとなります。

当社の取締役の報酬限度額は、金銭報酬については、2020年6月25日開催の第91期定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）また、譲渡制限付株式報酬については、当該金

金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第90期定時株主総会において年額100百万円以内、株式数の上限を年50千株以内（社外取締役は付与対象外）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠及び譲渡制限付株式報酬に係る報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度に基づく譲渡制限付株式の交付

本制度において、対象取締役は、無償交付方式又は現物出資方式により、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の交付を受けることとなります。

その上で、無償交付方式と現物出資方式を併せて、本制度に基づき交付される当社の普通株式の総数は、合計年30千株以内（※1）とし、本制度に基づき交付される当社の普通株式（現物出資方式の場合は支給される金銭報酬債権）の総額は、合計年額150百万円以内（※2）といたします（なお、当社は本制度に基づく当社の普通株式及び金銭報酬債権を最大3年間分一括して支給できるものとします。）。

※1 なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。

※2 無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。現物出資方式の場合、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

更に、本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、本制度に基づき交付する当社の普通株式には譲渡制限を付し、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の事後交付型業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

以上